

「愛知県一宮建設事務所に係るLED道路照明灯の賃貸借」 質問への回答

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|--|
| 1 | 入札書に記載する金額は 総額（税別） という認識で宜しいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 2 | 予算の減額又は削減があった場合、契約の変更又は解除の可能性はありますか。 また、過去の賃貸借 契約で事例はありますか。 | 今のところ、本県建設部門が発注したLED照明の賃貸借については、予算削減等で契約解除に至った事案はありません。他部門・局が発注した案件については、把握できておりません。 |
| 3 | 契約が途中解除となった場合、残リース料 は清算 という認識で宜しいでしょうか。 | 受注者の責による契約解除があった場合は、残金の清算は行いません。その他自然災害等の不可抗力による場合や予算削減等で契約解除となった場合は、その都度協議により決定します。 |
| 4 | 動産総合保険、保守 で担保されない事由により物件に滅失・毀損が発生した場合、代替機の準備についてリース会社は責任を負わないということで 宜しいでしょうか。 | 契約の履行完了までの損害は、原則、受注者の負担で代替機を準備してください。ただし、県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で代替機の準備等を行います。 |
| 5 | 動産総合保険は賃借人による重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については対象外という認識で宜しいでしょうか。また、保険金額が物件納入価額を基に経過期間に応じて減減する条件で宜しいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 契約書及び仕様書の基準・業務内容を満たせるのであれば、保険の種類・条件等は特に問いません（保険加入については、受注者が判断すべきものと考えますので、県から指示はしません）。 |
| 6 | 契約不適合責任に関し、リース会社は責任を負わないという認識で宜しいでしょうか。 | 原則、受注者の責任です。 |
| 7 | 賃貸借期間満了後の 物件の 引取 に関し、 貴県にて 一カ所へ集約して頂く 認識で宜しいでしょうか。 | 賃貸借期間満了時に際しては、各事務所で場所を確保して現在のリース会社が撤去した灯具を集約・保管し、引き取っていただく予定です。具体的な場所については、賃貸借期間満了の年度に決定し、通知することになります。 |
| 8 | 物件移設費用の負担は 貴県負担という認識で宜しいでしょうか。 | 発注者の責による事由により損害等が発生した場合は発注者の負担となります。 |
| 9 | 設置場所は新耐震基準を満たしていますか、または耐震工事実施済みでしょうか。 | 愛知県道路構造の手引きに基づき設置をしております。 【参考】2015.9～道路設計要領－設計編－2014年3月国土交通省 中部地方整備局 道路部 2019.12～道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成30年版，一般社団法人建設電気技術協会） |
| 10 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響で納期が遅延となった場合、賃貸人の責ではない事由と認め、損害賠償請求や違約金請求等のペナルティがなく、契約期間等の変更に応じて頂けますでしょうか。 | 原則、賃貸借期間の始期までに引渡しができるよう納品をお願いします。 |
| 11 | 賃貸借期間中に照明柱等の腐食等により照明器具が不要となった場合、不要となった照明器具部分の残金は清算いただける認識でよろしいでしょうか。 | 県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。 |
| 12 | 賃貸借期間中の照明柱等の倒壊による各損害は、受注者に責は無く、不可抗力として貴県負担にて対応するという認識で宜しいでしょうか。 | 県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。 |
| 13 | LED 道路灯賃貸借契約仕様書 p2 7(8) 支柱基部の写真とはポールのベース部分から開口部周辺を取る形でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|---|--|
| 14 | LED 道路灯賃貸借契約仕様書 p2 9(4) 48 時間（2 日）以内に機器の補修又は交換とありますが、土日や大型連休を除いてもよいのでしょうか。 | 土日や大型連休も想定しています。 |
| 15 | LED 道路灯賃貸借契約仕様書 p2 9(5) 月例報告書は報告内容が無くても毎月しないといけないのでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 16 | LED 道路灯賃貸借契約仕様書 p3 13(1) 甲が機器の取り外しを行いと有りますが、今年度の受注者（乙）は10年後の産廃はしないという認識でよろしいでしょうか。 | 賃貸借期間満了時に際しては、各事務所で場所を確保して現在のリース会社が撤去した灯具を集約・保管し、引き取っていただく予定です。具体的な場所については、賃貸借期間満了の年度に決定し、通知することになります。 |
| 17 | 契約締結予定日は何時を想定していますか。 | 愛知県建設工事関係入札者心得書に記載のとおり、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く。）となります。 |
| 18 | 入札説明書1（3）や賃貸借契約書案 第22条 第5項にて予算不成立による契約解除があるが、残りリース料の精算は負っていただけるのでしょうか。 | 今のところ、本県建設部門が発注したLED照明の賃貸借については、予算削減等で契約解除に至った事案はありません。他部門・局が発注した案件については、把握できておりません。 |
| 19 | 入札説明書10（2）について、紙の契約書とした場合、特段手続きは不要との認識でよいか。 | その認識で問題ありません。 |
| 20 | 入札に当たり、入札権者より委任を受けた者が対応する場合、委任状の要否について教えて下さい。また、委任状が必要な場合、指定様式はありますか。これに関連し、委任による場合の入札書への捺印・記載方法の指定があれば教えてください。 | 愛知県建設工事関係入札者心得書によるものとします。 |
| 21 | 入札書への押印は不要との認識でよいか。 | その認識で問題ありません。 |
| 22 | 入札書の封入封緘の仕方について指定はありますか。 | 愛知県建設工事関係入札者心得書によるものとします。 |
| 23 | 過去の賃貸借契約において、契約解除の事例はございますか。また、予算の減額や削減、天変地異などやむを得ない理由により契約変更が発生し、損害が生じた場合、受注者が被る被害については、別途協議することは可能でしょうか。 | 今のところ、本県建設部門が発注したLED照明の賃貸借については、予算削減等で契約解除に至った事案はありません。他部門・局が発注した案件については、把握できておりません。 なお、予算削減で契約解除となった場合の残賃貸借料については、その都度協議により決定します。 |
| 24 | 物流遅延や半導体不足などの予期せぬ事態により納期が遅れた場合、指名停止などの処分や賠償請求、違約金請求などは行わず、契約期間の変更などの協議に応じていただけますでしょうか。 | 原則、賃貸借期間の始期までに引渡しができるよう納品をお願いします。 |
| 25 | 契約期間満了後の引取りについて、貴県にて離線、取外し、物件の一方所集約をご対応していただき、受注者にて搬出する認識でよろしいでしょうか。 | 賃貸借期間満了時に際しては、各事務所で場所を確保して現在のリース会社が撤去した灯具を集約・保管し、引き取っていただく予定です。具体的な場所については、賃貸借期間満了の年度に決定し、通知することになります。 |
| 26 | 入札書に記載する金額は総額(消費税を除く)でよろしいですか。 | その認識で問題ありません。 |
| 27 | インボイス対象の案件でしょうか。 | 対象ではありません。 |
| 28 | 建業法に抵触する機器の設置工事保守及び維持管理は連携する電気工事会社に委託可能との認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|---|--|
| 29 | 「仕様書 9 (3) 落雷等 (誘導雷除く)、機器の不具合によらない場合は甲が補修又は交換を行うものとする」とございますが、直雷の場合のみ貴県のご負担にて補修または交換をしていただく認識でよろしいでしょうか。 | 県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。 |
| 30 | その場合、誘導雷やその他自然災害による消灯においては受注者の負担にて補修交換をする認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 31 | 不点灯等障害の原因が他責であった場合、修繕費は貴県に負担いただく認識でよろしいでしょうか。 | 発注者の責による事由により損害等が発生した場合は発注者の負担となります。 |
| 32 | 電力会社等が原因における不点灯の場合、電力会社への復旧連絡役は別個調整いただけますでしょうか (即時連絡をしないと通報の電話が多発するため) | 別途調整します。 |
| 33 | 設備不良等、設置が難しい状況の照明については貴県の責において修繕を行ってから交換でよろしいでしょうか。 | 状況によるため、別途調整します。 |
| 34 | 軽微な不良については交換時に合わせて修繕を行う認識でよろしいでしょうか。 | 軽微な不良の内容によるため、別途調整します。 |
| 35 | 照明灯施設台帳一覧の更新とありますが、現在使用されている台帳ソフト自体の入力・更新は合わせて行う認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 36 | 連絡先シールの貼付について、電柱共架のシール貼付位置は胴体部の認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。基本的に現シール位置と同じ位置になると思いますが、新規のデザイン灯など、これによらない場合は、別途協議をお願いします。 |
| 37 | パトロールの様式に路線ごとの報告とありますが、年1回路線ごとのパトロール計画を策定し、パトロールを行う認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 38 | 保守報告書に月報告書がありますが、月ごとに鑑として提出し、個別に報告書を提出する認識でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 39 | 今回使用する照明器具は、JIL5004 公共施設用照明器具に登録器具を有する製造メーカーの製品でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 40 | 屋外用道路照明器具の製造販売実績を 20 年以上有する (海外メーカーの OEM 製品は除く) 国内メーカーの製品でよろしいでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |
| 41 | 自動点滅器の使用電圧をご教示いただけますでしょうか。 | 契約後、現契約における自動点滅器に係る資料を提供します。 |
| 42 | 入札公告 1 (3) 長期継続契約 入札説明書 1 (3) ①契約期間中に契約解除になった場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。②実際に同種契約において、契約解除となった実績はございますでしょうか。 | 長期継続契約においては、当該条項を必ず設けることとされています。 この条項を適用する場合は第27条に基づき甲乙 (及び丙) 協議の上、別に決定することになります。 |
| 43 | 入札公告 1 (5) 入札方法 今回の入札金額は、消費税抜き総額となりますでしょうか。 | その認識で問題ありません。 |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|---|
| 44 | <p>入札説明書 1 (6) 期間満了時の機器の取り扱い 再リース又は買取りについて、協議出来るものとし ます。とありますが、下記ご教示ください。</p> <p>①期間満了時の対応方法によって、費用計上が大きく変 動します。現時点のご予定等をご教示頂くことは可能で しょうか。</p> <p>②再リース終了後は、入替となると思いますが、処分費 用等を受注者側で費用計上する必要はありますでしょ うか。</p> <p>③期間満了後の入替（返却）の可能性はあるのでしょ うか。その場合、撤去、処分費用は受注者側で計上する必 要はありますでしょうか。④期間満了後の無償譲渡の可 能性はあるのでしょうか。</p> | <p>今回の契約は10年間の「リース契約」です。よって、賃貸借 期間終了時の機器の取扱いについては仕様書13に記載のと おりとなりますので、入札価格には引き取り費用を含むものと 理解しています。しかしながら、10年後の情勢次第では、再 リース又は買い取りの検討を行う必要があると考えているた め、その旨入札説明書に記載しているものです。</p> <p>なお、無償譲渡条件にすることはできません。</p> |
| 45 | <p>入札説明書 2 (1) 単独企業に関する要件 今回、単独企業による参加の場合、弊社は、建設業法及 び銀行法の制限により、調査・設置工事・保守・設置工 事に伴い排出された器具等の取扱いに関する履行につ き、工事資格等の法令等の定めのない貸借業者が履行・ 責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な 資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託 することになります。</p> <p>①この場合、委託先を書面等で通知する必要はあります でしょうか。</p> <p>②この場合、第三者賃貸方式による参加となりますで しょうか。</p> <p>③②の場合、再委託の通知書面を提出する必要はありま すでしょうか。</p> | <p>①委託する場合、別途下請届の提出をお願いします。</p> <p>②必ずしも、第三者賃貸方式とはなりません。 入札説明書2(2)イに記載のとおり、第三者賃貸方式の場合 は、代表者となる者は、愛知県建設局又は都市・交通局が発 注する建設工事のうち、電気工事業に係る競争入札に参加す る資格を有している必要があります。</p> <p>③②の場合、代表者が連携する電気工事会社（愛知県建設局 又は都市・交通局が発注する建設工事のうち、電気工事業に 係る競争入札に参加する資格を有していること）に委託する ことは可能です。委託する場合、別途下請届の提出をお願い します。</p> |
| 46 | <p>入札説明書 4 (1) ア、イ、ウ 単独企業の場合、様式1, 2, 3の押印は、入札説明書 2 (1) エの要件を満たす資格者であり、第三者賃貸方 式の場合の押印は、代表者である電気工事業に係る競争 入札に参加する資格者との認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>その認識で問題ありません。</p> |
| 47 | <p>入札説明書 4 (1) エ 様式4の下段に記載のある（添付資料）丙の物品の製造 等に係る愛知県競争入札参加資格審査結果通知書の写し とは、何を意味するのでしょうか。第三者とは、入札説 明書2 (1) エの要件を満たす資格者であり、物品の製 造等はしておりません。ご教示をお願い致します。</p> | <p>愛知県会計局調達課が発行する、愛知県が発注する物品の製 造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る競争入札に参 加するための入札参加の資格審査結果通知です。</p> |
| 48 | <p>入札説明書 5 (2) 質疑回答は、質問のあった内容を全てお送り頂けるとの 認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>その認識で問題ありません。</p> |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|--|
| 49 | <p>入札説明書 6</p> <p>入札当日に入札書を持参し、代表者以外の者が入札に参加した場合、委任状は必要でしょうか。また、委任状が必要な場合、入札書及び入札用封筒への封印は代理人の印鑑でよろしいでしょうか。その場合、入札書及び入札用封筒共に、代表者印押印は不要で宜しいでしょうか。</p> | <p>愛知県建設工事関係入札者心得書によるものとします。</p> |
| 50 | <p>入札説明書 7 (2) イ、11 (2)</p> <p>今回、第三者賃貸方式による参加の場合、入札保証金、契約保証金等の手続きは、代表者（入札説明書2 (2) イ）との認識で宜しいでしょうか。それとも、乙、丙共に提出が必要でしょうか。</p> | <p>その認識で問題ありません。</p> |
| 51 | <p>入札説明書 7 (2) イ、11 (2)</p> <p>免除の申請を予定しておりますが、下記（入札説明書7 (2) イ）について、ご教示ください。①契約実績とは、設置工事が完了し、契約中のものと認識で宜しいでしょうか。②③地方公共団体等との契約書の写し（免除要件が分かるもの）、仕様書等のご提出で宜しいでしょうか。</p> | <p>①契約中のものに限りません。 ②③その認識で問題ありません。</p> |
| 52 | <p>入札説明書 10</p> <p>賃貸借契約について、以下ご教示ください。①契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。②契約締結に際しては、受注者決定後、何日以内にする必要がありますでしょうか。</p> | <p>①契約締結後、契約内容の変更が必要となった場合、協議を行うことは可能です。 ②愛知県建設工事関係入札者心得書に記載のとおり、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く。）となります。</p> |
| 53 | <p>仕様書 2 (1)</p> <p>今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、貴県の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>原則、賃貸借期間の始期までに引渡しができるよう納品をお願いします。</p> |
| 54 | <p>仕様書 7 (1)</p> <p>既存設備の調査の結果を踏まえ、不具合や劣化・損傷が発見された場合、更新等の費用の負担は、貴県との認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。</p> |
| 55 | <p>仕様書 7 (2)</p> <p>この場合、再委託の通知を提出する必要はありますでしょうか。</p> | <p>入札説明書2(2)イに記載のとおり、第三者賃貸方式の場合は、代表者となる者は、愛知県建設局又は都市・交通局が発注する建設工事のうち、電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有している必要があります。 なお、代表者が連携する電気工事会社（愛知県建設局又は都市・交通局が発注する建設工事のうち、電気工事業に係る競争入札に参加する資格を有していること）に委託することは可能です。委託する場合、別途下請届の提出をお願いします。</p> |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|--|
| 56 | 仕様書 6③、7(5) 現状、既設照明器具にルーバー等が設置されている箇所を開示頂けませんか。 | 契約後、現契約におけるルーバーに係る資料を提供します。現地調査により不整合がある場合は変更契約にて対応します。 |
| 57 | 仕様書 9(3) 今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴県との認識で宜しいでしょうか。 | 県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。 |
| 58 | 仕様書 9(3) 機器の保守について、動産総合保険の付保を検討しております。通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額は、貴県の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。 | 契約書及び仕様書の基準・業務内容を満たせるのであれば、保険の種類・条件等は特に問いません（保険加入については、受注者が判断すべきものと考えますので、県から指示はしません）。 |
| 59 | 仕様書 9(3) 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴県での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。 | 契約書及び仕様書の基準・業務内容を満たせるのであれば、保険の種類・条件等は特に問いません（保険加入については、受注者が判断すべきものと考えますので、県から指示はしません）。 |
| 60 | 仕様書 9(3) 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはない、という認識でよろしいでしょうか。 | 県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。 |
| 61 | 仕様書 13 入札説明書1(6)において、期間満了後は再リース又は買取りとの記載がありますが、本内容とは大きく相違しています。どちらを正として考えれば宜しいでしょうか。 | 今回の契約は10年間の「リース契約」です。よって、賃貸借期間終了時の機器の取扱いについては仕様書13に記載のとおりとなります。しかしながら、10年後の情勢次第では、再リース又は買い取りの検討を行う必要があると考えているため、その旨入札説明書に記載しているものです。 |
| 62 | (別紙1) LED道路照明灯性能仕様書(1) (1) 性能指標 ・照明器具はJIL5004公共施設用照明器具に登録対応機種を持ち、とありますが、具体的な品番もしくはリストを示す必要がありますでしょうか。 ・また、屋外用道路照明器具の製造販売の実績を20年以上有する国内メーカーの製品とありますが、何をもって20年以上を証明すればよろしいのでしょうか。20年以上前の商品カタログにて示す必要がありますでしょうか。 | ①具体的な品番もしくはリストを示す必要はありませんが、県から提出を求めた際には、提示をお願いします。 ②20年以上前の商品カタログで問題ありません。示す必要はありませんが、県から提出を求めた際には、提示をお願いします。 |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|---|
| 63 | <p>動産総合保険付保を検討しております。</p> <p>保険の付保範囲は、残賃借料を上限とする時価ベースの保険とさせて頂いても問題ございませんでしょうか？</p> | <p>契約書及び仕様書の基準・業務内容を満たせるのであれば、保険の種類・条件等は特に問いません(保険加入については、受注者が判断すべきものと考えますので、県から指示はしません)。</p> |
| 64 | <p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。</p> | <p>原則、賃貸借期間の始期までに引渡しができるよう納品をお願いします。</p> |
| 65 | <p>万一の場合の想定となりますが、物件が、天災地変(地震・津波・噴火等)、虫害、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能(契約終了)となった場合、残期間の残賃借料のご負担も含めまして、別途協議をお願いできますでしょうか。</p> | <p>県の故意又は重過失による場合や、自然災害や戦争、暴動等の不可抗力による場合、原因者不明の交通事故による場合は、県の責任で補修又は交換を行います。</p> |
| 66 | <p>万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担について別途協議をお願い出来ますでしょうか。</p> | <p>予算削減で契約解除となった場合の残存賃借料については、その都度協議により決定します。</p> |
| 67 | <p>予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？</p> | <p>今のところ、本県建設部門が発注したLED照明の賃貸借については、予算削減等で契約解除に至った事案はありません。他部門・局が発注した案件については、把握できておりません。</p> |
| 68 | <p>撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、施工者において処分するものとあります。当該既存物件の所有権は貴県にあるという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>本契約に係る既設物件の所有権は、現在のリース会社にあります。</p> |
| 69 | <p>既存物件の所有権が貴県にある場合、貴県が排出事業者として物件を処分するという認識で相違ございませんでしょうか。</p> <p>また、排出事業者は貴県になりますが、廃棄費用等は入札額に織り込んで賃貸人が負担するという認識で相違ございませんでしょうか。</p> | <p>既存物件は、現在のリース会社において処分します。</p> <p>また、受注者において、賃貸借期間満了時の処分費用を計上することとなります。</p> |
| 70 | <p>設置作業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な保険契約(法定外の労災保険)、及び工事期間中の火災保険、又はそれに代わる賠償責任保険加入に係る費用等は入札額に織り込んで賃貸人が負担するという認識で相違ございませんでしょうか。</p> | <p>設置作業に従事する方の負傷等に対する補償が適切に行われるよう、受注者及び委託先で保険にご加入ください(詳細は保険会社へお問い合わせください)。</p> |
| 71 | <p>本件固定資産税は、賃貸借料に含めるという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>本契約の固定資産税については乙の負担と理解しておりますが、詳細は税関係機関へお合せてください。</p> |

| 通し 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----------|--|--|
| 72 | <p>リース会社（当社）を代表者とした入札参加を検討しております。</p> <p>賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去等）について、当該業務を貴県から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p> | <p>委託していただいて問題ありませんが、県との連絡調整は受注者の責任で行っていただきます。なお、委託した場合は、別途下請届の提出をお願いします。</p> |
| 73 | <p>前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴県より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴県から受注するのではなく、貴県の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。</p> | <p>貴社の責任において他者に業務を発注していただいて問題ありませんが、県との連絡調整は受注者（この場合、賃貸借契約の契約者）の責任で行っていただきます。なお、業務を他者に発注した場合は、別途下請届の提出をお願いします。</p> |
| 74 | <p>万一の場合の想定となりますが、天災地変（地震・津波・噴火等）、虫害、騒乱・テロ行為等不可抗力により、物件が滅失または毀損した際に、貴市や第三者に損害の発生の場合、受注者に帰責がない場合は、同損害について別途協議頂けますでしょうか。</p> | <p>予算削減で契約解除となった場合の残存賃借料については、その都度協議により決定します。</p> |
| 75 | <p>自動点滅器の仕様に関しまして、仕様書の（別紙2）で示されている仕様を満たしていれば受光部と受台が一体となったものでもよろしいでしょうか。それとも受光部と受台は分離していなければならないでしょうか。</p> | <p>仕様書の（別紙2）で示されている仕様を満たしていれば問題ありません。</p> |
| 76 | <p>LED道路照明灯賃貸借契約仕様書2(2)⑦「LED化に伴い必要となるアタッチメント（LEDランプ）」とありますが、現場でアタッチメントを用いませてもランプ交換できないものは、アタッチメント+LED道路照明器具の取替という認識ですが正しいでしょうか。</p> | <p>現場でアタッチメントを用いませてもランプ交換できないものについては、その都度協議により決定します。</p> |
| 77 | <p>LED道路照明灯賃貸借契約仕様書13「賃貸借期間満了時の機器の取扱い」について確認させてください。受注者は、取り外された既設機器の産廃は不要だが、本件の機器は賃貸借期間満了時に引取って産廃する認識でよろしいですか。</p> | <p>その認識で相違ありません。</p> |
| 78 | <p>自動点滅器に関しまして、総数のみ示されていますが電圧（100V、200V）の内訳を示して頂けますでしょうか。</p> | <p>契約後、現契約における自動点滅器に係る資料を提供します。</p> |
| 79 | <p>産廃処理費につき、10年後に見直し協議をして頂くことは可能でしょうか。</p> | <p>今回の契約は10年間の「リース契約」です。よって、賃貸借期間終了時の機器の取扱いについては仕様書13に記載のとおりとなりますので、入札価格には引き取り費用を含むものと理解しています。しかしながら、10年後の情勢しだいでは、再リース又は買い取りの検討を行う必要があると考えているため、その旨入札説明書に記載しているものです。</p> |